

亘理町監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により定期監査（公有財産）の結果を次のとおり公表する。

平成 28 年 7 月 13 日

亘理町監査委員 澤 井 俊 一

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査の期間及び場所

期 間 平成 28 年 6 月 28 日（火）

場 所 監査室及び現地

2 監査の対象

【建物取得（新築）】

中町児童クラブ 117 m² （福祉課）

3 監査の目的及び着目点

平成 28 年度に取得した公有財産の管理状況について、企画財政課、都市建設課に対し資料の提出を求め、所管課等から説明を受け、現地調査を行い適否について監査した。

4 監査の結果と意見

公有財産の取得については、その執行が目的に沿って適正に執行されており、関係書類及び台帳等は、いずれも適正に整備されていることが認められた。また、管理状況について現地調査を行ったところ、良好に管理されていることが認められた。